

岐阜市建設工事検査要領第12条第5項に定める

修補の取り扱いについて

平成27年3月30日

工事検査室決裁

(趣旨)

第1条 この取り扱いは、岐阜市建設工事検査要領（以下「検査要領」という。）第12条第5項の規定に基づく工事の修補の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(指示方法)

第2条 検査職員は、効用をなしていない部分又は施工管理基準からはずれている部分が一部分の場合で、指示しようとする修補が軽微な措置で足りるものの修補を指示する場合は、文書で指示する。

2 検査職員は、指示しようとする修補が大々的となる場合、大々的でなくても不誠実行為のあった場合又は前項の規定に該当しない場合には、不合格の判定をする。なお、修補によりその給付が契約内容に適合すると見込まれる場合には、文書で指示する。

(修補の処理)

第3条 前条第1項(軽微な修補)の場合は、請負金額にかかわらず次の各号の順に処理するものとする。

(1) 検査職員は、修補内容、期限等について、検査結果処置検討会議に諮り、決定する。

(2) 検査職員は、検査結果指示書（検要様式第1号）により、工事担当課長及び受注者に修補を指示し、監督権者は、受注者に修補の履行を求めなければならない。

(3) 受注者は、検査結果指示書（検要様式第1号）により、修補工事を行う。

(4) 工事担当課は、受注者から修補完了報告を受け、軽微な修補完了確認報告書（検要様式第2号）を作成し、検査職員に提出する。

(5) 検査職員は、工事担当課から軽微な修補完了確認報告書（検要様式第2号）を受け、再検査及び工事成績評定を行い、検査調書（施工内規様式第3-1号）により復命する。

(6) 前号の検査は、実地において行うことを原則とするが、特別な事由がある場合は、軽微な修補完了確認報告書（検要様式第2号）により代えることができる。

(7) 工事検査室長は、当該工事の検査結果について、検査結果通知書（検要様式第1号）により、受注者に通知する。

2 前条第2項（修補改造が必要）の場合は、請負金額にかかわらず、次の各号の順により処理するものとする。

(1) 検査職員は、不合格の判定した場合で、修補によりその給付が契約内容に適合すると見込まれる場合には、修補内容、期限等について、検査結果処置検討会議に諮り、決定する。

(2) 検査職員は、工事成績評定を行い、検査調書（施工内規様式第3-1号）により復命する。

(3) 工事検査室長は、当該工事の検査結果について、検査結果通知書（検要様式第1号）により、受注者に不合格の通知をする。

(4) 修補によりその給付が契約内容に適合すると見込まれる場合には、監督権者は、修補改造命令書(監要様式第3号)により受注者に修補改造の履行を求めなければならない。

(5) 受注者は、修補改造命令書(監要様式第3号)により、修補工事を行う。

(6) 工事担当課は、受注者から修補改造完了届(検要様式第3号)により完了報告を受け、検査職員に提出する。

(7) 検査職員は、工事担当課から修補改造完了届(検要様式第3号)を受け、工事検査通知書を作成し、再検査を行う。

(8) 検査職員は、再検査について、検査調書(施工内規様式第3-1号)により復命する。

(9) 工事検査室長は、当該工事の再検査結果について、検査結果通知書(検要様式第1号)により、受注者に通知する。

(10) 前号の再検査結果が、不合格の場合は、2項第1号に戻る。

第4条 その他、検査の修補指示について(別記)に定める。

附 則

この取り扱いは、平成27年4月1日から施行する。

検査の修補指示について（別記）

1. 修補

1) 検査の合否判定について

- ・測定結果がいずれの出来形及び品質も規格値を満足する場合は合格。
- ・測定値が上記に該当しない場合は不合格

2) 修補指示について

- ・検査時には、検査の結果として、合格、不合格の判断をすることになる。しかし、検査時不合格であっても、その後修補(補強等も含む)等を実施すれば合格(給付の完了が確認できる)と判断できるケースが多々生じるものと想定される。このような場合、修補の要否、期間等の指示が必要となる。
- ・なお、修補の内容、期限等について、**検査結果処置検討会議**に諮り、技術的検討、合否の判断等の検討を行い、指示を行う。
- ・検査結果処置検討会議は、必要であると認める者の意見を聞くことができる。

検査結果処置検討会議：構成員

工事検査室長
主任検査監
検査職員
監督権者（工事発注部長）
工事発注課長

3) 指示の種類と手続き

(1) 文書による指示

給付の完了の確認を可能とするために必要な指示（手続き）は、文書による指示とする。

- ア 軽微な措置で足りるものについては、検査結果指示書（検要様式第1号）で指示し、その完成を検査職員が確認するものとする。
なお、この確認は、軽微な修補完了確認報告書（検要様式第2号）により代えることができる。
- ・出来形不足、明らかな品質不良及び単純な機能不足等
（管理基準から外れている場合。一部が効用をなしていない場合）
- イ 検査職員は、不合格の判定をした場合で、修補によりその給付が契約内容に適合すると見込まれる場合には、監督権者は、修補改造命令書（監要様式第3号）により受注者に修補改造の履行を求めなければならない。
検査職員は受注者から修補改造完了届（検要様式第3号）を受けたときは再検査をしなければならない。
- ・基本的な構造及び機能の欠如、又は基本事項の間違い
（大規模な補修が必要な場合。不誠実な行為がある場合）

ウ 具体例

① 軽微な修補の場合(軽微な措置で足りるもの)

- 管理基準から外れているような場合。一部が効用をなしていない場合等。
 - ・吹き付け厚が部分的に足りないので、増し吹きが必要な場合。
 - ・ガードレールの設置高さが基準と合わない場合。
 - ・擁壁に大きく豆板(空洞化)ができている(表面の荒れ程度ではない)
 - ・一部埋め戻しの転圧不足、沈下の恐れがある。または、沈下している。
 - ・排水構造物の設置高さの不良。
 - ・収縮クラックの補修。(検査時点でクラック調査が完了しているもの)
 - ・クラック調査指示。(調査対象構造物でクラックが発生し、検査時点でクラック調査が行われていないもの及び調査内容不十分なもの。)
 - ・その他これらに類するもの。

② 修補改造が必要な場合

- 大々的な修補が必要な場合。不誠実行為のある場合。
 - ・橋脚の位置を間違い上部工に影響を与える。(高さ、位置)
 - ・基準高を間違い、前後の工事とすりつかない。
 - ・PC桁に構造的な傷があり検討を要する。
 - ・鋼橋のキャンバーが不足し、コンクリート打設後に逆キャンバーになる恐れがある。
 - ・重要構造物に構造的なクラックが発生し不完全な構造となっている。
 - ・舗装の厚さが大半不足している。(規格値を大きく外れている。)
 - ・その他、構造物として、致命的な欠陥がある場合。主要箇所における故意的な粗漏工事の場合

4) 修補指示した場合の合格、不合格

- (1) 軽微な修補の場合は、受注者は期限までに修補を完了させ、監督職員が修補個所を確認後、検査職員に報告する。検査職員が修補の完了を確認した場合は合格である。
- (2) 修補改造が必要な場合は、受注者は期限までに修補を完了させ、修補改造完了届(検要様式第3号)を提出する。検査職員は検査の結果その給付が契約内容に適合すると認める場合は合格である。
- (3) いずれの場合も、完成が認められるまでの超過期間について工事請負契約約款第45条により損害金の支払いを請求することになる

修補関係必要書類

書類名	様式	備考
検査結果指示書	(検要様式第1号)	
軽微な修補完了確認報告書	(検要様式第2号)	
修補改造命令書	(監要様式第3号)	
修補改造完了届	(検要様式第3号)	

▽修補の指示の根拠

・工事請負契約約款 第31条（検査及び引渡し）

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

・建設工事共通仕様書 1-1-22（完成検査）

5. 修補の指示

検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。

6. 修補の期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。

・工事請負契約約款 第45条（履行遅滞の場合における損害金等）

受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

岐阜市建設工事検査要領

第12条（検査職員の職務及び権限）

- 4 検査職員は、検査の結果の適否を判定しなければならない。
- 5 検査職員は、検査の結果、修補を要する箇所があったときは、軽微な措置で足りるものについて、検査結果指示書（様式第1号）で指示し、その完成を確認するものとする。この場合において、確認を行った検査職員は、軽微な修補完了確認報告書（様式第2号）により工事検査室長に報告しなければならない。
- 6 検査職員は、受注者から修補改造完了届（様式第3号）があったときは、速やかに再検査を行わなければならない。ただし、軽微なものについては、写真等の確認によって再検査に代えることができる。

第16条（検査結果の通知）

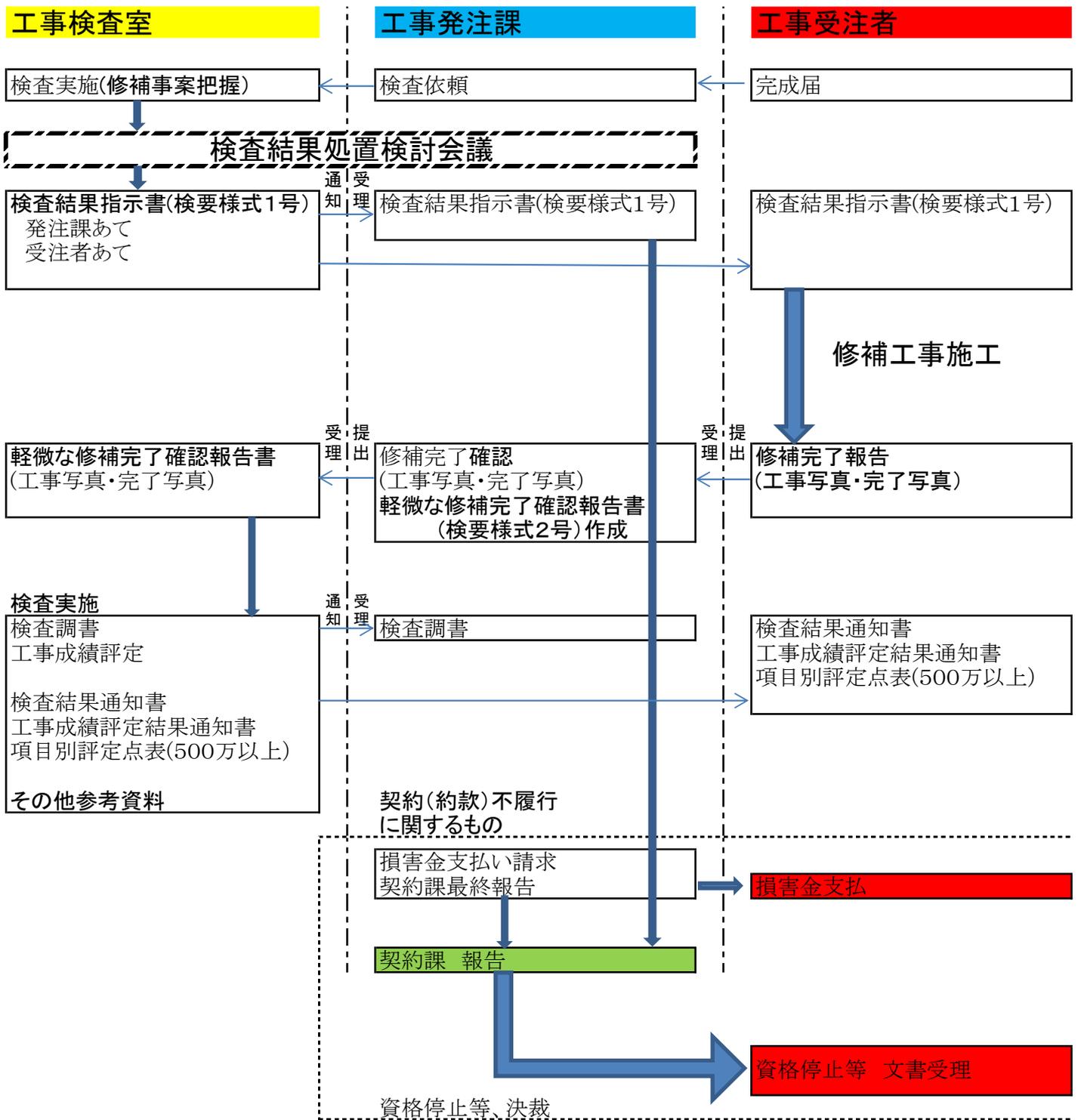
工事検査室長は、完成届を受けた日から14日以内に、検査職員から検査結果の報告を受け、工事の検査結果を受注者に対し通知（様式第4号）しなければならない。

岐阜市建設工事監督要領 第13条

（不合格の処理）

監督権者は、検査に不合格のときは、修補改造命令書（監要様式第3号）により受注者に修補改造の履行を求めなければならない。

軽微な修補の場合(軽微な措置で足りるもの)



検査結果処置検討会議: 構成員

- 工事検査室長
- 主任検査監
- 検査職員
- 監督権者(工事発注部長)
- 工事発注課長

